令和６年(2024年)３月11日
厚生委員会資料
健康福祉部生活援護課

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第５条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称	所管	人数 （件数）	債権額	放棄事由等
生活保護法第６３条返還金	健康福祉部 生活援護課	３人 （5件）	637,520円	債務者が令和５年８月、９月、10月に破産免責決定を受けたため、令和６年２月９日に債権放棄した。
雑入金（生活保護費過年度過払金）	健康福祉部 生活援護課	４人 （16件）	772,623円	債務者が令和５年８月、９月、10月に破産免責決定を受けたため、令和６年２月９日に債権放棄した。
合計		７人 （21件）	1,410,143円	